

待機児童解消に向けて早急な対応を求める意見書

国は、待機児童解消加速化プランに基づき、保育所等の受入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところであるが、平成27年4月時点で、依然として2万人を超える待機児童が存在している。

また、本市の待機児童数においては、昨年4月にゼロを実現したものの、就学前児童の増加や保育所申請率の上昇等により、今年4月時点で6人に増加している状況にある。

待機児童は、特に大都市に多く存在し、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした中、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取組を推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性のある対策を集中的に講ずることも必要である。

よって、国におかれては、必要な予算の確保を含め、早急に待機児童の解消を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 待機児童解消のため、待機児童解消加速化プランを着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。
- 2 多様な保育ニーズと保育所等とのマッチングについて、利用者の視点に立った機能強化が図られるようにすること。
- 3 都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅等の空きスペースの活用など、国有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。
- 4 保育士の賃金引上げやキャリアアップ支援など、保育士の更なる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣宛て

総務大臣

厚生労働大臣

少子化対策担当大臣